

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年10月4日 13時25分～15時35分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨			

1 主な審議事項

- ① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。
- ② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。
- ③ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。

2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠

労働者側 第1回提示額 : 1,020円 (+40円引上げ)

根拠：2022年の基幹労連と金属労協の中期的目標が月額177,000円程度：時間当たり1,100円程度であることから、現行の980円との差額120円を3年間で解消し40円。

地域間格差を解消と人材不足を解消するため、魅力ある産業とするには、最低賃金の引上げが必要である。

労働者側 第2回提示額 : 1,015円 (+35円引上げ)

根拠：物価上昇はこの10月以降もう一段上昇している。地賃の引上げ幅まで歩み寄ってほしいとのことから、地賃の引上げ率3.5%×現行の980円=34.3円の端数を切上げた。

使用者側 第1回提示額 : 987円 (+7円引上げ)

根拠：現行の980円は地賃のAランクに匹敵する金額であり、見劣りする金額ではない。令和4年賃金改定状況調査結果の第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」の製造業Cランクでは、賃金改定を実施しない割合が45.1%ある。造船は価格転嫁がしづらい産業である。これらを踏まえ、1,000円を目指すとして現行980円との差額20円を3年間で解消するとして、7円とした。

また、高卒の初任給161,000円÷160.7時間=1001.8円。現行との差額21.8円を3年で解消するとして7円とした。

+7円がギリギリと考えている。

使用者側 第2回提示額 : 990円 (+10円引上げ)

根拠：1000円を目指すとして、現行の980円の差額20円を2年間で解消するとして10円とした。

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。